

9 給水

災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の 相互応援に関する協定

日本水道協会関西地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重要性に鑑み、地方支部区域内の会員の経営する水道事業において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、日本水道協会関西地方支部長（以下「地方支部長」という。）、日本水道協会大阪府支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部長及び和歌山県支部長（以下「府県支部長」という。）の間で、この協定を締結する。

第1章 平常時の活動

（用語）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び濁水等によりずる被害をいう。

（地方支部長の活動）

第2条 地方支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において府県支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（府県支部長の活動）

第3条 府県支部長は、この協定の円滑な実施を図るため、平常時において日本水道協会大阪府支部、京都府支部、兵庫県支部、奈良県支部、滋賀県支部及び和歌山県支部（以下「府県支部」という。）のうち、その府県支部長が属する府県支部の区域内の日本水道協会の会員（以下「府県支部内会員」という。）並びに地方支部長との情報交換及び連絡調整を行う。

（連絡担当部課等の指定）

第4条 地方支部長及び府県支部長は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者（以下「連絡担当部課等」という。）を定める。

（連絡担当部課等に関する情報の交換）

第5条 連絡担当部課等に関する情報は、様式1による連絡表により、毎年6月末日までに交換する。

2 府県支部長は、前項の規定による連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

3 地方支部長及び府県支部長は、その連絡担当責任者で構成する協議会を設け、情報の交換を行う。

（応援幹事支部長の指定）

第6条 地方支部区域内の社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）

の会員（以下「地方支部内会員」という。）の経営する水道事業において災害が発生し、その地方支部内会員が属する府県支部の長の活動を補佐する応援幹事支部長を、別表1のとおり定める。

（地震発生時における応援活動体制等）

第7条 地震発生時における相互応援の円滑な実施を図るため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を、別表2のとおり定める。

（物資等の調査）

第8条 地方支部長及び府県支部長は、災害発生時における必要物資の相互融通及び相互応援の円滑な実施を図るため、防災関係物資の備蓄状況及び災害発生直後に応援活動に従事できる職員に関する調査を実施する。

2 前項の規定による調査の結果は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる様式により集約し、毎年6月末日までに交換する。

(1) 防災関係物資の備蓄状況 様式2

(2) 災害発生直後に応援活動に従事できる職員 様式3

3 府県支部長は、前項の規定により集約した調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに地方支部長へ連絡する。

（物資の相互保管体制）

第9条 地方支部長及び府県支部長は、防災関係物資の備蓄体制を拡充するため、災害発生時における必要物資を相互に保管できる体制の確立に努める。

（調達可能な物資の調査）

第10条 地方支部長及び府県支部長は、常に、災害発生時において調達できる物資に関する調査の実施に努める。

（物資の規格の統一等）

第11条 防災関係物資については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、その備蓄について十分に配慮する。

（施設等の状況に関する情報の把握）

第12条 府県支部長は、災害発生時における相互応援の円滑な実施に必要な事前情報を収集及び管理するため、当該府県支部内会員の経営する水道事業に関する防災関係施設の状況を把握するよう努める。

2 前項の規定により把握すべき防災関係施設の状況は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 水道施設の位置

(2) 災害発生時における応急給水の予定場所

(3) 使用している資機材の規格

(4) その他必要な防災関係施設の状況

（応急対策マニュアルの把握）

第13条 府県支部長は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。）に基づく府県支部内会員の災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニユア

ルの把握に努める。

第2章 災害発生時の活動

(地方支部長の活動)

第14条 地方支部長は、災害を受けた会員が属する府県支部の長又は応援幹事支部長との連絡調整に基づき、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地方支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する府県支部長との連絡調整
- (3) 応援本部の設置
- (4) 応援本部員の派遣
- (5) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との連絡調整
- (6) その他災害発生時において必要な業務

(府県支部長の活動)

第15条 府県支部長は、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達に関する地方支部長との連絡調整
- (3) その他災害発生時において必要な業務

(連絡担当部課間の情報交換)

第16条 地方支部長及び府県支部長は、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、連絡担当部課等を通じ、速やかに必要な情報を相互に交換する。

(応援幹事支部長の活動)

第17条 応援幹事支部長は、第6条の規定により、災害を受けた府県支部の長と連携し、災害発生時において次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況の把握
- (2) 応援要請の伝達その他地方支部長との連絡調整
- (3) 応援本部員の派遣
- (4) その他災害発生時において必要な業務

(被害状況の早期把握)

第18条 府県支部長及び応援幹事支部長は、災害の発生後、直ちにそれぞれの活動の対象となる府県支部内会員の経営する水道事業の被災状況を把握するよう努め、地方支部長に連絡する。この場合において、情報通信手段が途絶しているときは、応援幹事支部長は、必要に応じて地方支部長と調整の上、被災した府県支部の区域内に出動する。

(応援要請の実施)

第19条 府県支部長は、災害を受けた府県支部内会員から応援要請があり、当該府県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の府県支部内会員への応援要請を伝達することができる。

2 府県支部長が災害を受け、前項の規定による府県支部長の応援要請が困難と認められるときは、応援幹事支部長が、応援要請の伝達を代行することができる。

3 第1項又は前項の規定による応援要請の伝達にあたっては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする応援活動の内容
- (3) 必要とする物資の品目及び数量
- (4) 必要とする応援要員
- (5) 応援活動の場所及びその場所への経路
- (6) 応援活動の期間
- (7) その他応援活動に必要な事項

4 第1項又は第2項の規定による応援要請は、口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに文書を送付する。

(応援要請への対応)

第20条 前条の規定による応援要請の伝達を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と調整の上、応援を要請した地方支部内会員に代って、直ちに他の府県支部長に対して応援要請を伝達する。

2 地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会本部に対して応援要請の伝達を行う。

3 第1項の規定により応援要請の伝達を受けた府県支部は、できる限りこれに応じ、救援に努める。

(応援本部の設置)

第21条 地方支部長は、災害を受けた府県支部内会員の市町村（以下「被災市町村」という。）に法第23条の規定による災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、府県、日本水道協会本部その他関係機関と協議の上、応援活動に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができる。

2 前項の規定による応援本部は、被災市町村の依頼により、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被災市町村との情報交換及び連絡調整
- (2) 国、府県、日本水道協会本部その他関係機関との情報交換及び連絡調整
- (3) 応援受入体制の支援
- (4) その他応援活動に必要な業務

3 前項各号に掲げる業務は、地方支部長が総括する。

4 第1項の規定により応援本部を設置した場合、地方支部長及び応援幹事支部長は、応援本部員を派遣し、被災市町村の依頼に基づき円滑な応援活動の実施に努める。

(応援本部の解散)

第22条 被災市町村に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐ。

2 前条第4項の規定により派遣された応援本部員は、前項の規定による引継ぎがあ

った場合において、災害対策本部から引き続き 協力の要請があったときは、できる限りこれに応じる。

第3章 補則

(指針)

第23条 地方支部長は、この協定の実施に関して必要な指針を別に 定める。

2 地方支部長は、前項の規定による指針により、応援活動に関する地方支部内会員相互間の調整に努める。

(実施細目)

第24条 この協定の実施に関して必要な細目事項は、別に協議して定める。

(協議)

第25条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

附 則

第26条 この協定は、平成9年7月10日から適用する。

この協定の成立を証するため本書7通を作成し、各府県支部長記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年7月10日

日本水道協会関西地方支部長

大阪市長 磯 村 隆 文

日本水道協会大阪府支部長

豊中市長 林 實

日本水道協会京都府支部長

舞鶴市長 江 守 光 起

日本水道協会兵庫県支部長

川西市長 柴 生 進

日本水道協会奈良県支部長

奈良市長 大 川 靖 則

日本水道協会滋賀県支部長

大津市長 山 田 豊三郎

日本水道協会和歌山県支部長

和歌山市長 尾 崎 吉 弘

近畿2府5県の府県営及び大規模水道用水供給事業者の震災時等の相互応援に関する覚書

近畿2府5県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）の府県営及び大規模水道用水供給事業者（以下「近畿用水事業者」という。）は地震、異常湧水等による災害が発生し、被災した近畿用水事業者ではその対応が困難な場合に、近畿用水事業者間の相互応援等を迅速かつ円滑に実施するため、「近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定書」（以下「近畿府県間協定」という。）の精神に基づいて、本覚書を締結する。

（応援等の内容）

第1条 応援等の内容は次のとおりとする。

- （1）応急対策のための職員等（近畿用水事業者、関係協力業者及びその他の者をいう。以下同じ）の派遣及び資機材の提供等
- （2）近畿府県間協定を締結した府県以外の地方（以下「他の地方」という。）からの応援の受入れ等の調整
- （3）近畿用水事業者から水道水の供給を受ける水道事業者等（以下「関係水道事業者等」という。）に対する第1号に掲げる応援
- （4）その他、被災した近畿用水事業者から特に要請のあった事項
- （5）他の地方から近畿用水事業者等へ要請のあった第1号に掲げる応援

2 前項に掲げる応援等を実効あるものとするため、近畿用水事業者は平素から防災担当及び水道行政担当部局並びに関係水道事業者等と十分な連携を図ることにより、災害発生時の迅速、的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

（応援主管事業者等）

第2条 応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、次表のとおり応援主管及び副主管の事業者（以下「応援主管事業者等」という。）を定める。

被災近畿用水事業者	応援主管事業者	応援副主管事業者
福井県営水道	滋賀県営水道	京都府営水道
三重県営水道	滋賀県営水道	奈良県営水道
滋賀県営水道	京都府営水道	三重県営水道
京都府営水道	大阪広域水道企業団	福井県営水道
兵庫県営水道	大阪広域水道企業団	京都府営水道
奈良県営水道	大阪広域水道企業団	阪神水道企業団
阪神水道企業団	大阪広域水道企業団	奈良県営水道
大阪広域水道企業団	兵庫県営水道	奈良県営水道

（応援要請の手続き）

第3条 応援を受けようとする近畿用水事業者は、前条に定める応援主管事業者等に対し、必要とする応援内容について、文書により応援の要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後日、文書を速やかに提出するものとする。

2 前項の要請を受けた応援主管事業者等は、速やかに他の近畿用水事業者等と調整のうえ、応援計画を作成し、被災した近畿用水事業者に対し、応援内容を連絡するものとする。

3 第1項に定める要請をもって、応援を受けようとする近畿用水事業者から各近畿用水事業者に対して応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第 4 条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた近畿用水事業者の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた近畿用水事業者が、応援を受けた近畿用水事業者への往復の途中において生じたものについては応援を行った近畿用水事業者が賠償の責めに任ずる。
- 3 応援を受けた近畿用水事業者が第 1 項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた近畿用水事業者から要請があった場合には、応援を行った近畿用水事業者は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(緊急派遣等)

第 5 条 応援主管事業者等は、応援を受ける近畿用水事業者が属する府県域において、震度 6 弱以上の地震が観測された場合、又は激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災したと考えられる近畿用水事業者と連絡がとれない場合は、速やかに当該近畿用水事業者に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

- 2 応援主管事業者等は、情報収集の結果、特に緊急を要し第 3 条に定める要請を待ついとまがないと認められるときは、同条の要請を待たず応援することができる。
- 3 前項による応援については、第 3 条に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第 6 条 応援を行う近畿用水事業者は、第 3 条に定める要請又は前条第 1 項及び第 2 項の定めにより、被災した近畿用水事業者に職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第 7 条 この覚書に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、資機材の備蓄状況等必要な資料を相互に交換するものとする。また、当該資料の内容に重要な変更があった場合には、必要に応じてその都度、各近畿用水事業者に連絡するものとする。

- 2 前項の資料には、近畿府県間協定に基づき、各府県等の防災部局等の間で相互に交換される資料も含めるものとする。

(被災した関係水道事業者等への応援)

第 8 条 被災した関係水道事業者等の応援対策の応援を実施する場合にも、本覚書に準じて応援が行えるよう、関係水道用水事業者等にその旨周知を図っておくものとする。

(応援連絡会議の開催)

第 9 条 次の各号に掲げる事項を実施するために、応援連絡会議を開催する。

- (1) 第 7 条に定める資料交換
- (2) 第 11 条に定める他の地方への応援調整
- (3) 相互応援に関する情報交換及び訓練、研修等の実施
- (4) その他

(幹事の選任)

第 10 条 前条に定める応援連絡会議を円滑に実施するため、幹事及び副幹事(以下「幹事等事業者」という。)を各 1 団体、互選により選任する。

- 2 幹事等事業者の任期は4年とし、再任を妨げない。
- 3 幹事は必要に応じ、応援連絡会議を招集することができる。

(他の地方への応援の調整等)

第11条 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定等の定めにより、他の地方の水道用水供給事業等に対して応援を行う場合は、幹事等事業者が近畿用水事業者を代表し、応援の調整等を行うものとする。

(その他)

第12条 この覚書に定めない事項については、近畿府県間協定及びそれに基づき定められる各種の要領等に従い処理するものとし、疑義が生じた場合はその都度協議して定めるものとする。ただし、緊急を要する場合は幹事等事業者により措置を行い、各近畿用水事業者に報告するものとする。

附則

この覚書は、平成23年4月1日から適用する。

平成9年10月30日付けで締結した覚書は、平成23年3月31日限りで失効する。

上記のとおり覚書を交換した証として、本書8通を作成し、各近畿用水事業者が記名、押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年4月1日

福井県知事 西川 一誠
三重県企業庁長 東地 隆司
滋賀県企業庁長 和田 慶三
京都府文化環境部長 中井 敏宏
兵庫県公営企業管理者 岡田 泰介
奈良県水道局長 石井 誠一
阪神水道企業団企業長 山中 敦
大阪広域水道企業団企業長 竹山 修身

18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、水道事業に関し、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、平成21年10月7日大都市間で締結した19大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という）に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資器材の提供その他の事項について、この覚書を作成する。

（災害）

第1条 この覚書において「災害」とは、協定に規定する災害及び濁水等により生ずる被害をいう。

（連絡担当部課）

第2条 大都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者を定め、災害が発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の要請）

第3条 災害を受け他の大都市の応援を要請しようとする大都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続きにより、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた大都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

（応援本部の設置）

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部（災害対策基本法第23条に規定する災害対策本部をいう。以下同じ。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、都道府県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準より算出した額を負担するものとする。

4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。

6 前5項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

（防災関係物資等の調査結果の交換）

第6条 大都市は災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

2 大都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

3 大都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

(施設管理等に関する情報の交換)

第7条 大都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実に努めるため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

2 大都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に基づく災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

(災害防止方策の調査研究)

第8条 大都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この覚書は、平成22年3月31日から適用する。

(17大都市水道局災害相互援助に関する覚書の廃止)

2 17大都市水道局災害相互援助に関する覚書（平成20年3月31日締結）は、廃止する。

この覚書の成立を証するため本書18通を作成し、各都市記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年3月31日

札幌市水道事業管理者

仙台市水道事業管理者

さいたま市水道事業管理者

東京都公営企業管理者

川崎市水道事業管理者

横浜市水道事業管理者

新潟市水道事業管理者

静岡市公営企業管理者

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者

京都市公営企業管理者

大阪市水道事業管理者

堺市上下水道事業管理者

神戸市水道事業管理者

岡山市水道事業管理者

広島市水道事業管理者

北九州市水道事業管理者

福岡市水道事業管理者

横山 直満

五十嵐 悦朗

渡辺 収

尾崎 勝

栗冠 和美

齋藤 義孝

宮原 源治

河野 正也

鈴木 俊廣

三宅 勝

西村 京三

白井 大造

澤野 哲也

安原 勉

酒井 五津男

飛原 秀登

吉田 一彦

松永 徳壽

18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、18 大都市水道局災害相互応援に関する覚書（平成22年3月31日締結。以下「覚書」という。）第9条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施細目で使用する用語は、覚書で使用する用語の例による。

(幹事都市)

第3条 覚書の円滑な実施を図るため、覚書幹事都市を別表1のとおり、応援幹事都市を別表2のとおりそれぞれ定めるものとする。

- 2 覚書幹事都市は、平常時における大都市間の情報交換及び連絡調整業務を行う。
- 3 応援幹事都市は、災害時において次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 被災した大都市の状況把握

(2) 応援要請に関する連絡調整

(3) 国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との連絡調整

- 4 覚書幹事都市の任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(被害状況の早期把握等)

第4条 応援幹事都市は、災害の発生後、被災した大都市の状況把握に努めるものとする。この場合において情報通信手段が途絶したときは、応援幹事都市は、必要に応じて、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整のうえ、直ちに現地に出動できるものとする。

- 2 前項後段の規定により現地に出動した応援幹事都市は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災した大都市から口頭による応援の要請を受けることができるものとする。
- 3 大都市は、地震発生時の応援要請に基づく迅速な応援を可能とするため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を別表3のとおり定めるものとする。
- 4 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、前項に規定する体制及びその設置基準の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(連絡担当部課に関する情報の交換)

第5条 覚書第2条の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する情報の交換は、様式1（以下「連絡表」という。）により毎年6月末日までに行うものとする。

- 2 大都市は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 被災した大都市の応援要請は、応援幹事都市に対して行うものとする。

- 2 応援の要請を受けた応援幹事都市は、国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関と調整を図ったうえで、応援要請都市に代って他の大都市へ速やかに応援の要請を伝達するものとする。
- 3 応援の要請を受けた大都市は、応援幹事都市と調整を図ったうえで現地に出動するものとする。

(応援都市の職員等)

第7条 応援要請都市は、必要とする応援都市の職員及び業者等の派遣を要請するものとする。

- 2 応援要請都市は、応援都市の職員及び業者等に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する

ものとする。

- 3 応援都市の職員及び業者等は、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行するものとする。
- 4 応援都市の職員及び業者等は、応援都市の都市名を表示する腕章その他の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(連絡調整責任者の通知)

第8条 応援要請都市は、災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、情報連絡を一元化するため、速やかに連絡調整責任者を定め、応援幹事都市へ通知するものとする。

(応援本部の業務等)

第9条 応援本部は、応援要請都市の依頼に基づき次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請都市との情報交換及び連絡調整
 - (2) 国、都道府県、日本水道協会その他の関係機関との情報交換及び連絡調整
 - (3) 応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあっせんその他の便宜の供与
 - (4) 応援都市との作業分担の調整
 - (5) その他応援に必要な業務
- 2 前項各号に掲げる業務の総括は、応援幹事都市が行うものとする。
 - 3 応援本部員は、覚書第4条第3項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部の協力要請があったときは、これに極力応じるものとする。

(応援都市の職員の派遣に要する経費の負担)

第10条 覚書第5条第3項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援都市の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

- 2 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- 3 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては、応援都市がそれぞれの賠償の責に任ずるものとする。
- 4 前3項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(業者等に要する経費の負担)

第11条 覚書第5条第4項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の算定基準によるものとする。

- 2 前項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(応援経費の繰替支弁)

第12条 応援都市は、覚書第5条第5項の規定により応援経費を一時繰替支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

- 2 前項に定める応援要請都市への請求は、関係書類を添付した応援都市からの請求書により、行

うものとする。

3 前2項の定めによりがたいときは、関係大都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の情報交換)

第13条 防災関係物資等の調査は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

- (1) 防災関係物資等の備蓄及び整備の状況については、様式2
- (2) 災害発生直後に応援に従事できる職員については、様式3

2 前項に規定する防災関係物資等の調査の結果は、毎年6月末日までに交換するものとする。

3 大都市は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(物資等の規格統一)

第14条 防災関係物資等については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、これらの備蓄及び整備については、それぞれ十分な配慮を行うものとする。

(施設管理情報の交換)

第15条 覚書第7条第1項に規定する防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報の交換は、次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) 水道施設位置図(浄・配水場、工事事務所、営業所等)
- (2) 応急給水予定場所を表示した図面
- (3) 使用資機材の規格
- (4) その他必要な図書

2 大都市は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、浄・配水場の図面及び取・導・送・配水管路図面を応援幹事都市に提供するものとする。

(受入マニュアルの作成等)

第16条 覚書第7条第2項に規定する応援の受入れに関するマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援都市の職員及び業者等の集結場所
- (2) 応急給水場所及び給水方法
- (3) 応急復旧方法
- (4) 応援時に必要となる携行品
- (5) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 大都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、マニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(調査研究書の交換)

第17条 覚書第8条に規定する災害防止方策についての調査研究の結果及び参考となる資料は、毎年6月末日までに交換するものとする。

(協議)

第18条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

1 この実施細目は、平成22年3月31日から適用する。

(17 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目の廃止)

2 17 大都市水道局災害相互応援に関する覚書実施細目（平成 20 年 3 月 31 日締結）は廃止する。

この実施細目の成立を証するため本書 18 通を作成し、各都市記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 3 月 31 日

札幌市水道事業管理者	横山 直満
仙台市水道事業管理者	五十嵐 悦朗
さいたま市水道事業管理者	渡辺 収
東京都公営企業管理者	尾崎 勝
川崎市水道事業管理者	栗冠 和美
横浜市水道事業管理者	齋藤 義孝
新潟市水道事業管理者	宮原 源治
静岡市公営企業管理者	河野 正也
浜松市水道事業及び下水道事業管理者	鈴木 俊廣
名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者	三宅 勝
京都市公営企業管理者	西村 京三
大阪市水道事業管理者	白井 大造
堺市上下水道事業管理者	澤野 哲也
神戸市水道事業管理者	安原 勉
岡山市水道事業管理者	酒井 五津男
広島市水道事業管理者	飛原 秀登
北九州市水道事業管理者	吉田 一彦
福岡市水道事業管理者	松永 徳壽

別表 1（第 3 条関係）

年 度	覚 書 幹 事 都 市
平成 21 年度	北 九 州 市
平成 22 年度	福 岡 市
平成 23 年度	札 幌 市
平成 24 年度	仙 台 市
平成 25 年度	さ い た ま 市
平成 26 年度	東 京 都
平成 27 年度	川 崎 市
平成 28 年度	横 浜 市
平成 29 年度	新 潟 市
平成 30 年度	静 岡 市
平成 31 年度	浜 松 市
平成 32 年度	名 古 屋 市
平成 33 年度	京 都 市
平成 34 年度	大 阪 市
平成 35 年度	堺 市
平成 36 年度	岡 山 市
平成 37 年度	広 島 市
平成 38 年度	神 戸 市

注 平成 39 年度以降の覚書幹事都市は、上の順序に従って各大都市が担当するものとする。

別表2（第3条関係）

大 都 市	応 援 幹 事 都 市	
	第 1 順 位	第 2 順 位
札 幌 市	仙 台 市	川 崎 市
仙 台 市	札 幌 市	東 京 都
さ い た ま 市	新 潟 市	静 岡 市
東 京 都	横 浜 市	仙 台 市
川 崎 市	静 岡 市	札 幌 市
横 浜 市	東 京 都	名 古 屋 市
新 潟 市	さ い た ま 市	浜 松 市
静 岡 市	川 崎 市	さ い た ま 市
浜 松 市	堺 市	新 潟 市
名 古 屋 市	京 都 市	横 浜 市
京 都 市	名 古 屋 市	北 九 州 市
大 阪 市	神 戸 市	福 岡 市
堺 市	浜 松 市	岡 山 市
神 戸 市	大 阪 市	広 島 市
岡 山 市	広 島 市	堺 市
広 島 市	岡 山 市	神 戸 市
北 九 州 市	福 岡 市	京 都 市
福 岡 市	北 九 州 市	大 阪 市

注) 第1順位の大都市も被災し、応援幹事都市としての業務に支障が生じた場合、第2順位の大都市が第1順位の大都市に代わり応援幹事都市の業務を遂行する。

別表3（第4条関係）

被災した都市名	応援する都市の体制		
	注意体制	警戒体制	非常体制
	情報収集及び連絡活動を主として行うが、状況によりさらに高度な配備に迅速に移行できる体制とする。	情報収集及び連絡活動を行うとともに、応援幹事都市の調整に基づき、出動できる体制作りを行う。	情報収集及び連絡活動を密に行うとともに、応援幹事都市の調整に基づき、被災都市に向けて直ちに出動できる体制とする。
札 幌 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
仙 台 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
さ い た ま 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
東 京 都	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
川 崎 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
横 浜 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
新 潟 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
静 岡 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
浜 松 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
名 古 屋 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
京 都 市	震度4の地震が発生したとき	震度5弱・強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
大 阪 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
堺 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
神 戸 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
岡 山 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
広 島 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
北 九 州 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき
福 岡 市	震度5弱の地震が発生したとき	震度5強の地震が発生したとき	震度6弱以上の地震が発生したとき

災 害 時 連 絡 表

〇〇〇水道局

連絡担当部課名	部 課 係	
連絡担当責任者名	課長	
	TEL ()	FAX ()
連絡担当責任者補助者名	課 係	
	TEL ()	FAX ()

補 職 名	氏 名	電 話
水道事業管理者		昼間電話 ()
総務担当部長		昼間電話 () 夜間電話 ()
総務担当課長		昼間電話 () 夜間電話 ()
総務担当係長		昼間電話 () 夜間電話 ()
防災担当者		昼間電話 () 夜間電話 ()

防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表

(平成○年度末現在)

○○○水道局

項 目	内 容	保有数量	初期応援可能数	備 考
車 両	給水車 (m ³)	台	台	
	給水車 (m ³)	台	台	
	ト ラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他			
給 水 容 器	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	仮設水槽 (m ³)	基	基	
	給水タンク (1)	基	基	
	給水タンク (1)	基	基	
	給水タンク (1)	基	基	
	ポリ容器 (1)	個	個	
	ポリ容器 (1)	個	個	
	そ の 他			
機 材	応急給水装置	基	基	
	ろ 過 機	台	台	
	発 電 機	台	台	
	投 光 機	個	個	
	鉄 管 切 断 機	台	台	
	電 動 ネ ジ 切 機	台	台	
	そ の 他			
管 類	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	継 手 類	個	個	
缶 詰	水 の 缶 詰	缶	缶	
	食 糧	缶	缶	
そ の 他				

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

災害発生直後に応援に従事できる職員調査表

(平成○年度末現在)

○○○水道局

派遣先	派遣人数
被害状況調査	調査員 名
応援本部	本部員 名
	連絡員 名
応急給水作業	1班 名 × 班 = 名

10 被災者の健康対策の実施

10 - 1 保健・福祉

19 大都市衛生主管局災害時相互応援に関する確認書

大地震等大規模災害発生時における大都市相互の実効ある衛生主管局所管業務の応援活動を確保するため、「19 大都市災害時相互応援に関する協定」及び「19 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」を補完する事項を次のとおり確認する。

1 災害発生における「幹事都市」

当確認書の円滑な運用に資するため「幹事都市」を定める。

(1) 幹事都市

別表 1 に掲げる輪番により、1 年度の間その任に当たる。

なお、当該市が被災した場合は、次順の都市がその任に当たる。

(2) 幹事都市の職務

- ア 被災都市又は要請を待たずに必要な応援を行った都市又は情報の収集等を行う被災都市の近隣の都市（以下「近隣都市」という。）と他の都市との情報連絡又は情報の周知
- イ 連絡担当部課等の周知
- ウ 各都市との協議の必要が生じた場合における会議又は文書による調整
- エ その他被災都市から要請のあった用務

2 近隣都市

「幹事都市」と協力し、円滑な応援活動を確保するため「近隣都市」を定める。

(1) 近隣都市

被災した都市に対応し、別表 2 のとおりとする。

(2) 近隣都市の職務

- ア 被災都市の状況把握と幹事都市への連絡
- イ 幹事都市との協力による各都市との連絡調整

3 応援活動の自動発動

被災都市との情報通信手段が途絶した場合、幹事都市は近隣都市と協議を行い、必要に応じて、被災都市からの要請を待つことなく、応援活動を開始できるものとする。

4 連絡担当部課等

相互の連絡体制を確保するため、毎年春の会議において、各都市の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任補助者の名簿を取りまとめ、各都市が情報を共有する。

なお、人事異動等により連絡担当部課等に変更が生じた場合は、当該都市は速やかに各都市に連絡するものとする。

5 応援出動にあたっての基本的体制

被災都市への応援活動を行うに当たっては、自己完結型による出動を基本とする。

附 則

1 この確認書は、平成 21 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

平成 21 年 12 月 28 日

札幌市保健福祉局長	岡本	龍一	名古屋市健康福祉局長	長谷川	弘之
仙台市健康福祉局長	上田	昌孝	京都市保健福祉局長	浅野	義孝
さいたま市保健福祉局長	盛	聖	大阪市健康福祉局長	平田	修一

千葉市保健福祉局長	宮野	光正	堺市健康福祉局長	西出	茂春
東京都福祉保健局長	安藤	立美	神戸市保健福祉局長	桜井	誠一
川崎市健康福祉局長	菊地	義雄	岡山市保健福祉局長	鈴木	弘治
横浜市健康福祉局長	立花	正人	広島市健康福祉局長	三村	義雄
新潟市健康福祉部長	阿部	愛子	北九州市保健福祉局長	日高	義孝
静岡市保健福祉子ども局	寺前	泰男	福岡市保健福祉局長	井崎	進
浜松市社会福祉部長	杉山	浩之			

12 生活衛生対策の実施

12 - 1 し尿処理

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく応急対策用資機材の提供等に関する要領（再掲 p.32 参照）

13 防疫対策の実施

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく応急対策用資機材の提供等に関する要領（再掲 p.32 参照）

15 被災建築物等の危険度判定

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく 被災建築物応急危険度判定士の派遣に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」(以下「協定」という。)の規定に基づき、被災建築物応急危険度判定実施のための支援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 被災府県に対する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災建築物応急危険度判定(以下「判定」という。)実施に係る要員の派遣
- (2) 被災建築物応急危険度判定士及び判定コーディネーター(以下「判定士等」という。)の派遣
- (3) 判定に必要な資機材の提供
- (4) その他判定に必要な事項

(応援要請手続)

第3条 この要領に基づく判定実施のための応援要請の手続は、あらかじめ近畿被災建築物応急危険度判定協議会による協議のうえ、別途定めておくものとする。

(応援部隊の誘導)

第4条 被災府県は、受入拠点または受入指定場所に誘導員を待機させ、応援部隊の誘導に努めるものとする。

(補償対応)

第5条 被災府県からの応援要請に基づき派遣する判定士等のうち、公務災害の適用をうけることができない判定士等については、被災府県において全国被災建築物応急危険度判定協議会による民間判定士等補償制度を適用することとする。

(費用負担)

第6条 この要領による応援に要した費用の負担については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した、「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」の負担区分を基本に、あらかじめ各府県が別に定める区分によりこれを負担するものとする。

(担当部局)

第7条 各府県等の担当部局は別表1に定めるとおりとする。

(資料の交換)

第8条 判定士等の派遣に関し必要となる資料のうち、次に掲げるものについては、毎年見直しを行い、6月末までに関西広域連合を経由して各府県相互に交換するものとする。

- (1) 各府県等担当部局及び責任者等名簿(別表1)
- (2) 登録判定士及び備蓄資機材の状況(別表2)

(その他)

第9条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項につい

ては、府県及び関西広域連合で協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 6 日から適用する。

別表 1

近畿圏危機発生時相互応援基本協定（被災建築物応急危険度判定）

各府県等担当部局及び責任者等名簿

平成 25 年 3 月 6 日現在

団体名	部局名	課 名	連絡先	責任者職氏名	担当者職氏名
福井県	土木部	建築住宅課	電 話 F A X		
三重県	県土整備部	建築開発課	電 話 F A X		
滋賀県	土木交通部	建築課 建築指導室	電 話 F A X		
京都府	建設交通部	建築指導課	電 話 F A X		
大阪府	住宅まちづくり部	建築企画課	電 話 F A X		
兵庫県	県土整備部 住宅建築局	建築指導課	電 話 F A X		
奈良県	土木部 まちづくり推進局	建築課	電 話 F A X		
和歌山県	県土整備部 都市住宅局	建築住宅課	電 話 F A X		
徳島県	県土整備部	住宅課 建築指導室	電 話 F A X		
関西広域連合	広域防災局	広域企画課	電 話 F A X		

「部局名」及び「課名」に変更があった場合は随時修正できるものとする。

別表 2

登録判定士及び備蓄資機材の状況

年 月 日現在

項目	府県名									
	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	徳島県	計
判定士登録者数										
判定ステッカー										
（調査済）										
（要注意）										
（危険）										
判定調査表										
（木造）										
（鉄骨造）										
（鉄筋コンクリート造）										
腕章										
ヘルメット										
住宅地図										
その他										

被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各項に定めるところによる。

1 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。

2 応急危険度判定士

前項の判定業務に従事する者として都道府県知事又は独立行政法人都市再生機構理事長若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会(以下「全国協議会」という。)が認めるもの(別表参照)の代表者が定める者をいう。(ろ) (に)

3 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、判定実施本部、支援本部及び災害対策本部と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属する者をいう。

第3 震前対策

1 都道府県知事は、判定の的確な実施を図るため、予め次の事項からなる「都道府県被災建築物応急危険度判定要綱」（以下「県要綱」という。）を定めるものとする。

- (1) 判定の実施
- (2) 判定実施の決定
- (3) 判定実施本部の設置
- (4) 判定の実施に関する都道府県と市区町村の間の連絡調整等
- (5) 判定対象区域、対象建築物の決定等の基準
- (6) 応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者(以下「応急危険度判定士等」という。)の確保、判定の実施体制等
- (7) 他の都道府県等に対する支援要請
- (8) 判定の方法
- (9) 判定結果の表示
- (10) 応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定等、その他必要な事

項

- (11) 応急危険度判定士等の養成、登録
 - (12) 判定資機材の調達、備蓄
 - (13) 他の被災都道府県に対する支援に関する事項
 - (14) その他必要な事項
- 2 都道府県知事は、市区町村長が地域防災計画を踏まえて震前に計画する事項について必要な助言をすることができる。
 - 3 都道府県知事は、的確な支援が行えるよう管内の市区町村長が予め計画した事項についてとりまとめておくものとする。
 - 4 都道府県は、地域の建築士会、建築士事務所協会その他の建築関係団体（以下「地域の建築関係団体等」という。）と協力して、応急危険度判定士の養成、登録を行うよう努めるものとする。
 - 5 都道府県は、市区町村と協力して、所定の判定資機材の調達、備蓄を行うものとする。

第4 地方公共団体における応急危険度判定の実施

- 1 市区町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、県要綱に基づき、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとする。
- 2 都道府県知事は、区域内にある市区町村長が判定の実施を決定した場合には、県要綱に基づき、必要な支援を行うことができる。

第5 国土交通省及び他の都道府県に対する応援の要請等（は）

- 1 都道府県知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、他の都道府県の知事及び地域の建築関係団体等に対し、必要な応援を要請することができる。
- 2 都道府県知事は、応援の要請を受けた場合は、支障のない限り必要な応援に努めるものとする。
- 3 国土交通省は、応援の要請を受けた場合は、必要に応じ、（社）日本建築士会連合会、（社）日本建築士事務所協会連合会その他の建築関係団体（以下「建築関係団体等」という。）の応援の協力を求めるものとする。この場合、建築関係団体等は、支障のない限り応援に努めるものとする。

第5の2 独立行政法人都市再生機構による応急危険度判定の支援（ろ）（に）

- 1 国土交通省は、応援の要請を受けた場合において必要と認めるときは、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に対し、機構職員である応急危険度判定士の派遣その他必要な支援を求めることができる。機構は、国土交通省から支援の求めがあった場合には、支障がない限り、これに応じるものとする。（は）（に）
- 2 前項の支援を実施するため、機構理事長は、機構職員に係る応急危険度判定士の養成、

登録に関する事項を含む「独立行政法人都市再生機構応急危険度判定支援要綱」を定めるものとする。(に)

- 3 前2項において、全国協議会が認めるものの場合、「独立行政法人都市再生機構」とあるのは「全国協議会が認めるもの」と「機構理事長」とあるのは「全国協議会が認めるものの代表者」と読み替えるものとする。(に)

第6 大規模な地震の場合の広域実施体制

- 1 地震の被害が大規模又は広範囲にわたることにより、多数の都道府県の応援が必要となった場合は、国土交通省は応急危険度判定支援調整本部（以下「支援調整本部」という。）を設置し、都道府県、機構、建築関係団体等との間で、応急危険度判定士等の派遣、判定資機材の提供、応急危険度判定士等の交通・宿泊等の手段の確保等に関し必要な連絡、調整を行うものとする。(は) (に)

この場合、応援を求められた都道府県、機構、建築関係団体等は、判定の円滑な実施のため、支援調整本部の要請に基づき、必要な支援の実施に努めるものとする。(ろ) (に)

- 2 地震の被害により国土交通省が支援調整本部を設置することができない場合には、国土交通省は、都道府県に支援調整本部の設置を要請するものとする。(は)

第7 建築関係団体等の協力

- 1 地域の建築関係団体等は、都道府県及び市区町村の震前対策に協力するとともに、判定の実施が決定された場合は、速やかに応急危険度判定士の確保等必要な協力を行うものとする。
- 2 建築関係団体等は、支援調整本部が設置された場合、その指示により、必要な措置を講じるものとする。

第8 応急危険度判定活動等における補償

民間の応急危険度判定士等が当該判定活動若しくは当該訓練活動により死亡又は、負傷し、若しくは傷害の状態となった場合の補償を実施するため、都道府県は、市区町村と協力して、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度に加入するものとする。(い)

第9 その他

- 1 都道府県知事及び市区町村長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他所要の措置を講じるものとする。
- 2 都道府県及び地域の建築関係団体等が地域の支援体制を構築するために設置される地方被災建築物応急危険度判定協議会は、当該協議会会員相互の県要綱について情報交換し、判定の実施に際し、円滑な運用を図れるよう努めるものとする。
- 3 全国協議会は、この要綱の目的を達成するために、必要な連絡調整に努めるものとする。(に)

4 全国協議会は、この要綱が県要綱の制定等の目安となるよう、常に見直し、必要があれば改正するものとする。(に)

別表 全国被災建築物応急危険度判定協議会が認めるもの(に)

団体名	代表者	認めた日
(社)高層住宅管理業協会	会 長	平成 16 年 7 月 1 日

制定 平成 9 年 10 月 29 日
 改正 平成 10 年 5 月 11 日 (い)
 改正 平成 12 年 5 月 22 日 (ろ)
 改正 平成 13 年 1 月 4 日 (は)
 改正 平成 16 年 7 月 1 日 (に)

16 応急仮設住宅の整備・確保

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく避難者の受入れに関する要領(再掲 p.63 参照)